

農業農村振興整備部会の 所掌事務の概要について

土地改良長期計画の位置付け

- 土地改良長期計画は、土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。
- 計画期間は、五年を一期とし、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。

土地改良法

(作成)

第四条の二 農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 土地改良長期計画は、良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るため、農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨として、計画期間に係る農業の生産性の向上、農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4・5 (略)

(改定)

第四条の三 土地改良長期計画は、農業事情、国土資源の開発及び保全の状況、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、改定することができる。

2 前項の規定による土地改良長期計画の改定については、前条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。

土地改良法施行令

(土地改良長期計画)

第一条の八 法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

土地改良長期計画の変遷

- 土地改良長期計画は、昭和40年以降、その時々々の社会経済情勢の変化に応じて、これまで9回策定。
- 平成15年以降の長期計画については、事業量重視から成果重視に転換するとともに、時代の変化に即応した計画となるよう、計画期間を10年から5年に短縮。

	S20~	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R6	R7		
社会 経済 情勢	戦後復興		基本法農政			米の生産調整の始まり			貿易自由化・生活大国			旧基本法農政			改正基本法農政		
	敗戦からの復興 ・高度経済成長 (S29~S48頃) ・農業基本法の制定 (S36) ・土地改良法の制定 (S24)		コメ余剰が顕在化 ・農村における都市化・混住化 ・農地法の改正 (S45) (農地の流動化の促進) ・土地改良法の改正(S39) (土地改良長期計画の制度化)			・プラザ合意を契機とした農産物の貿易自由化と円高による農産物価格の低下 ・国民の価値観の変化 (物の豊かさ → 心の豊かさへ) ・公共投資基本計画が閣議了解 (H6) (生活関連投資に重点) ・新政策の公表 (H4) ・土地改良法の改正 (H3)			・食料・農業・農村基本法の制定 (H11) ・土地改良法の改正 (H13)			・東日本大震災 (H23)・熊本地震 (H28) ・国土強靱化基本計画 (H26) ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (H26) ・農林水産業・地域の活力創造プラン (策定:H25 改訂:H26,H28,H29,H30,R1)			・国土強靱化基本計画の変更 (H30、R5) ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (第2期) (R1) ・農業生産基盤強化プログラム (R1) ・土地改良法の改正 (H29,H30,R4) ・農用ため池の管理及び保全に関する法律の制定 (H31)		・デジタル田園都市国家構想総合戦略 (2023改訂版) ・土地改良法の改正 (R7) ・食料・農業・農村基本計画(H12) 基本計画(H17) 基本計画(H22) 基本計画(H27) 基本計画(R2) 基本計画(R7)
土地 改良 長期 計画	失業対策		食料増産		農業生産性の向上		水田における畑作導入 農村の生活環境整備			構造政策の推進 農村の定住条件の整備			食料供給力、ストックマネジメント 防災・減災力、農村協働力の強化				
	S40~ 第1次計画 ・ほ場整備の重点的推進 ・基幹的な用排水の条件整備を推進		S48~ 第2次計画 ・水田の汎用化 ・生活環境整備まで対象範囲を拡大 ・農業用水の汚濁防止		S58~ 第3次計画 ・中核農家への土地利用集積 ・生活環境整備の強化		H5~ 第4次計画 ・大区画化や担い手育成型のほ場整備への重点化 ・快適で美しい田園空間の形成		H15~ 長期計画 ・成果指標に視点を転換 ・計画期間を10年から5年へ		H20~ 長期計画 ・ストックマネジメント強化 ・地域共同活動による保全管理		H24~ 長期計画 ・食料生産の体質強化 ・震災復興、防災 ・減災力の強化 ・農村コミュニティの再生		H28~ 長期計画 ・豊かで競争力ある農業 ・美しく活力ある農村 ・強くてしなやかな農業・農村		R3~ 長期計画 ・生産基盤の強化による農業の成長産業化 ・多様な人が住み続けられる農村の振興 ・農業・農村の強靱化
															新たな長期計画の策定		

農用地等の確保等に関する基本指針

- 国は、農用地等の確保に関する目標、目標を達成するために取り組むべき政策の基本的な方向を示す「**農用地等の確保等に関する基本指針**」を策定（食料・農業・農村基本計画の変更等を踏まえ、**おおむね5年ごとに変更**）。
- 基本指針の策定に当たっては、関係行政機関の長及び都道府県知事等の全国的連合組織に協議並びに**食料・農業・農村政策審議会**等から意見聴取。
- 都道府県は基本指針に基づき農業振興地域整備基本方針を策定し、市町村は基本方針に適合するよう農業振興地域整備計画を策定。

国

農用地等の確保等に関する基本指針

- 食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項
- 農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標 ※
- 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項 ※
- 農業振興地域の指定の基準に関する事項
- その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

協議
意見聴取

- ・ 関係行政機関の長
- ・ 都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（全国知事会、全国市長会及び全国町村会）
- ・ **食料・農業・農村政策審議会（農業農村振興整備部会）【諮問】**
- ・ 都道府県知事（※の事項のみ）

都道府県

農業振興地域整備基本方針

市町村

農業振興地域整備計画（策定市町村数1,599）

策定市町村数は、令和5年12月31日現在

令和2年12月に公表した基本指針においては、**令和12年の農用地区域内農地面積の目標を397万haと設定**

- これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進の効果及び各種施策による荒廃農地の発生防止・解消の効果織り込んで、農用地区域内の農地面積の目標を設定

令和元年現在の農用地区域内の農地面積 400.2万ha



すう勢	令和12年までの農地の増減	施策効果	令和12年までの農地の増減
農用地区域からの除外	△7.0万ha	農用地区域への編入促進	+5.7万ha
荒廃農地の発生	△8.3万ha	荒廃農地の発生防止	+1.2万ha
		荒廃農地の解消	+4.8万ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の令和12年時点の農用地区域内の農地面積 385万ha（すう勢）



令和12年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標 397万ha

- （注1）ラウンドの関係により数値が合わない場合がある。
- （注2）「すう勢」は、「農用地区域からの除外」及び「荒廃農地の発生」が同水準で継続した場合の農地面積の減少である。

都市農業振興基本計画

- 都市農業振興基本計画は、都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により国が定めることとされており、平成28年5月に策定。
- 基本計画の策定又は変更にあたっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととされている。
- 今後、基本計画を変更する場合には、食料・農業・農村政策審議会（農業農村振興整備部会）に諮問することとなる。

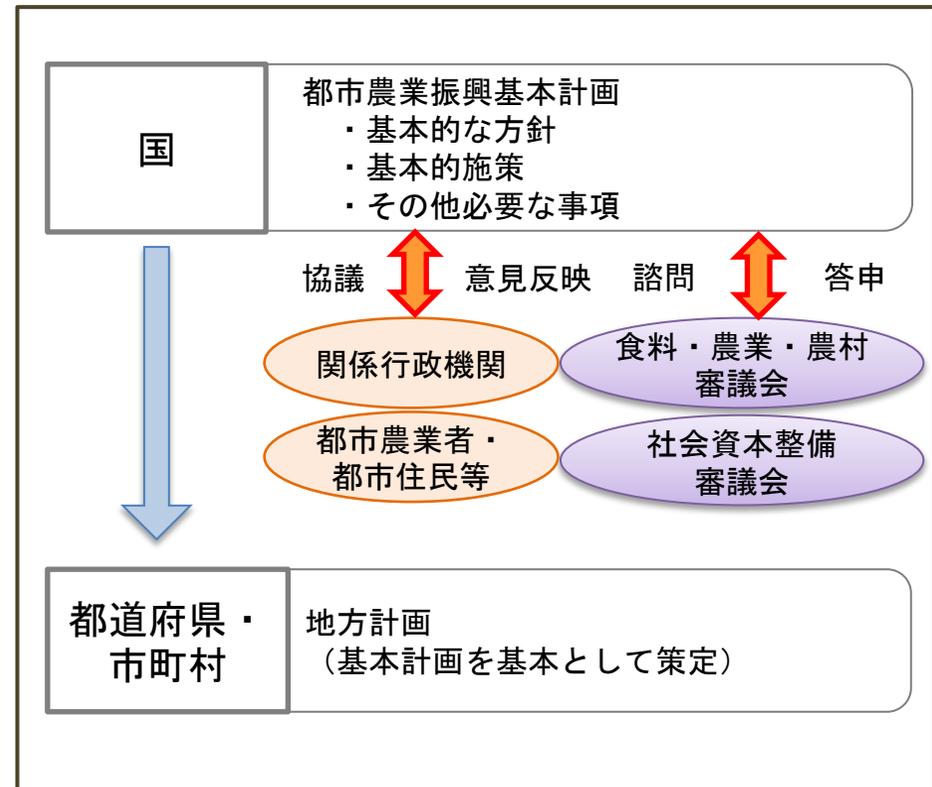
【基本計画に定めるべき事項（審議内容）】

（1） 基本的な方針

（2） 基本的施策

- ① 農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ② 防災や環境の保全等の機能の発揮
- ③ 的確な土地利用計画の策定
- ④ 税制上の措置
- ⑤ 地産地消の促進
- ⑥ 農作業体験ができる環境の整備
- ⑦ 学校教育における農作業体験の機会の充実
- ⑧ 国民の理解と関心の増進
- ⑨ 都市住民による農業に関する知識・技術の習得
- ⑩ 調査研究の推進

（3） その他必要な事項



盛土規制法に基づく基本方針

- 盛土規制法においては、国が、国土全体にわたる盛土対策の総括的な考え方や基礎調査の実施方法、規制区域の指定の考え方等について示すことで、各地方公共団体が適確に法律の運用を行えるよう、主務大臣（国土交通大臣、農林水産大臣）が盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な方針（基本方針）を策定することとしている。なお、策定にあたっては、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならないとされている。

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針

一 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け

2 盛土等に伴う災害の防止の考え方

- (1) 法に基づく盛土等に伴う災害の防止に向けた措置
- (2) 法施行体制・能力の強化
- (3) 不法・危険盛土等への対応

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定に必要な調査

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査
- (3) 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査
- (4) 基礎調査の結果の通知及び公表
- (5) 規制区域の指定後の基礎調査の実施

3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

- (1) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

- (1) 盛土等に伴う災害の防止のための調査の位置付け
- (2) 盛土等に伴う災害の防止のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

1 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定
- (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 造成宅地防災区域の指定
- (2) 造成宅地防災区域指定後の対応

四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- (1) 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (2) 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (3) 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組

2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

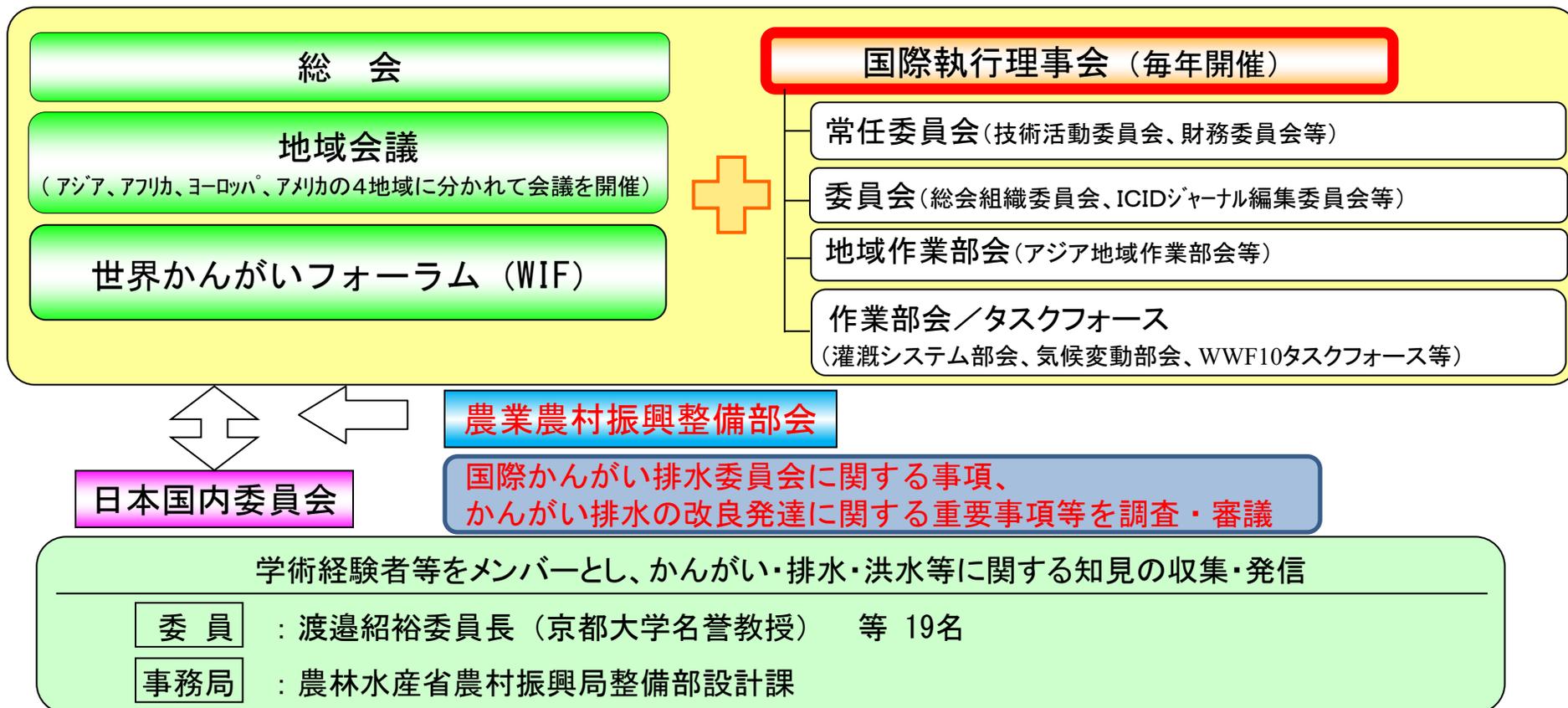
- (1) マニフェスト管理等の強化
- (2) 関連事業者の法令遵守体制の強化
- (3) 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立

3 盛土等の土壌汚染等に係る対応

4 太陽光発電に係る対応

国際かんがい排水委員会 (ICID) について

- 国際かんがい排水委員会 (ICID) は、かんがい排水に係る科学的、技術的知見により、食料や繊維の供給を世界規模で強化することを目的として1950年に設立された自発的非営利・非政府国際機関(本部: インド(ニューデリー))。
- 毎年、国際執行理事会及び常任委員会や各種作業部会等が開催され、各国国内委員会委員が参加し、ICIDの政策・運営等に関する議論、技術・情報の交換等を行う。
- 通常は、国際執行理事会と合わせて、3年に一度、総会、地域会議、世界かんがいフォーラムをローテーションで開催。今年(2024年)は世界かんがいフォーラムと国際執行理事会を同時開催。



かんがい排水の発達に関する事項

○ かんがい排水の発達に関する事項とは、土地改良事業計画設計基準や土地改良施設管理基準等、農業農村整備事業の実施に必要な技術的な課題を指す。

① 土地改良事業計画設計基準

事業計画策定や設計に当たって遵守すべき事項（例えば、地域営農の展開方向や地域の意向の把握、整備の範囲・水準の検討の基本的な考え方、その他計画作成に当たって留意すべき事項）等を示した基準であり、社会情勢の変化や技術的進展等を受けて、工種毎、施設毎に適宜改定。

② 土地改良施設管理基準

国営土地改良事業によって造成された施設の管理に当たって、遵守すべき一般的な事項を定めたもの。社会情勢の変化や技術的進展等を受けて、施設毎に適宜改定。

③ その他農業農村整備事業の実施に必要な技術的課題

基準の一部についての詳述や、実施事例が少ない技術等を内容とした技術参考資料（技術書、指針、手引き等）についても、社会情勢の変化や技術的進展等を受けて、適宜改定。

○ 土地改良事業計画設計基準及び土地改良施設管理基準一覧

計画基準		設計基準		管理基準	
基準名	改定年月	基準名	改定年月	基準名	改定年月
暗渠排水	H29.5	ダム	H15.4	用水機場編	H30.5
農地地すべり防止対策	R4.5	農道	R6.3	ダム編	R5.5
農道	R6.3	ポンプ場	H30.5	排水機場編	H20.9
排水	R7.4	頭首工	R6.3	頭首工編	R7.5
ほ場整備（畑）	H19.4	パイプライン	R3.6		
農業用水（水田）	H22.7	水路工	H26.3		
ほ場整備（水田）	H25.4	水路トンネル	H26.3		
農業用水（畑）	H27.5				